

総社市農業委員会訓令第1号

総社市農業委員会運営委員会規程（平成17年総社市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月29日

総社市農業委員会 会長 川 田 嘉

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事項) 第2条 運営委員会は、次の事項を所管する。 (1)～(4) 略 (5) <u>農地等の利用の最適化の推進に関する指針及び要望等の協議に関する事項</u> (6) 略 (構成) 第3条 運営委員会は、委員会の会長、会長代理<u>及び委員4人</u>をもって構成する。</p>	<p>(所掌事項) 第2条 運営委員会は、次の事項を所管する。 (1)～(4) 略 (5) <u>委員会が行う建議及び要望等の協議に関する事項</u> (6) 略 (構成) 第3条 運営委員会は、委員会の会長、会長代理、<u>農地担当委員、農政担当委員及び委員5人</u>をもって構成する。</p>

附 則

この訓令は、平成29年7月20日から施行する。